

函館市立学校施設のスポーツ開放における体育館暖房の使用等に関する要領

1 趣旨

この要領は、函館市立学校の施設の開放に関する規則（以下「規則」という。）第8条に基づく体育館暖房の使用やその実費負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 体育館暖房を使用できる学校

別表のとおり

3 体育館暖房を使用できる期間

12月1日から3月31日までの期間とする。

ただし、体育館暖房に係る設備等が故障したとき、または開放校の校長が学校運営の都合によりスポーツ開放において体育館暖房を稼働しないと決めた日は、教育委員会（以下「委員会」という。）はスポーツ開放において体育館暖房を使用できる期間を変更することができる。

4 体育館暖房の使用および実費負担

- ・スポーツ開放における体育館暖房は、スポーツ開放の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の開始および終了時に機器操作を行い使用するものとする。なお、スイッチ方式タイマーによる機器の自動終了の場合は、終了時の機器操作を不要とする。
- ・使用者は、体育館使用後速やかに、体育館暖房使用報告書（別記第1号様式。以下「報告書」という。）に必要事項を記入し、学校開放主事に提出しなければならない。なお、2人以上が共同で使用する場合は使用者間で代表者を定め、その者が報告書を提出するものとする。
- ・委員会は、学校開放主事から提出された報告書に基づいて使用月毎に体育館暖房使用明細書（別記第2号様式）を作成するとともに、規則第8条に基づき当該使用月分の実費負担額の納付書を発付し、それぞれを体育館暖房を使用した使用者に送付するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館市立学校施設のスポーツ開放における体育館暖房実施要項（平成18年12月制定）は廃止する。

別表

函館市立学校のスポーツ開放における体育館暖房実施校

小学校				
弥生小学校	中部小学校	八幡小学校	中島小学校	千代田小学校
中の沢小学校	北昭和小学校	昭和小学校	赤川小学校	神山小学校
東山小学校	本通小学校	南本通小学校		
中学校				
青柳中学校	港中学校	巴中学校	湯川中学校	戸倉中学校
亀田中学校	五稜郭中学校	南茅部中学校		
義務教育学校				
戸井学園				

年度

スポーツ開放における体育館暖房使用報告書

学 校 名 :

小・中 学校

月	月	火	水	木	金	土
日 付						
団 体 名						
代 表 者						
開 始 時 間	:	:	:	:	:	:
使 用 時 間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
※ 金 額 (円)						
日 付						
団 体 名						
代 表 者						
開 始 時 間	:	:	:	:	:	:
使 用 時 間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
※ 金 額 (円)						
日 付						
団 体 名						
代 表 者						
開 始 時 間	:	:	:	:	:	:
使 用 時 間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
※ 金 額 (円)						
日 付						
団 体 名						
代 表 者						
開 始 時 間	:	:	:	:	:	:
使 用 時 間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
※ 金 額 (円)						
日 付						
団 体 名						
代 表 者						
開 始 時 間	:	:	:	:	:	:
使 用 時 間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
※ 金 額 (円)						
計						

- 〔注意事項〕
- 1 暖房を使用した時は必ず記入すること。

2 休止日(学校行事等)は斜線を引くこと。

3 ※印欄(金額)は記入しないこと。

4 ※鉛筆書き不可。

開放主事

確認印

印

体 育 館 暖 房 使 用 明 細 書

使用学校名 函館市立

団 体 名

代 表 者 住 所

氏 名

金 円

函館市長

〔 年度〕

月	利 用 日	使 用 時 間	暖 房 料	備 考
月	日	時間 分	円	
	日	時間 分	円	
	日	時間 分	円	
	日	時間 分	円	
	日	時間 分	円	
合計		日	円	

- 1 利用者は、函館市立学校の施設の開放に関する規則第8条の規定により実費負担額を納入しなければならない
- 2 納入期限
月分の納付書を発行しますので、納付期限 年 月 日（ ）までに納めてください。
- 3 納入場所
・函館市指定金融機関 ・函館市指定代理金融機関
・函館市収納代理金融機関 ・道内各郵便局
・市会計課、亀田、湯川、銭亀沢、戸井、恵山、楳法華、南茅部各支所
- 4 支払後「納入通知書及び領収証書」のみが返されますので、貴団体の領収書としてお持ち帰りください。

連絡・問い合わせ先
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
函館市教育委員会生涯学習部 スポーツ振興課 (Tel 21-3477)